

平成29年6月16日

会員 各位

岐阜県行政書士会
会長 佐藤 廣之

平成29年度の住宅防音事業に係る委託業務について（お知らせ）

平素は岐阜県行政書士会の事業運営にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、この度、標記事業に係る業務委託について、別紙のとおり東海防衛支局防音対策課より、入札情報の提供がありましたのでお知らせいたします。

平成29年度の住宅防音事業に係る委託業務について<お知らせ>

1 委託業務の目的

防衛省においては、自衛隊等の航空機の騒音による障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設周辺の区域（第一種区域）に当該区域指定の際現に所在する住宅等（人の居住の用に供する建物等）に対し、騒音障害を防止し、又は軽減するため、住宅等の所有者の方などが行う防音工事に対して必要な経費を住民の方に助成する補助事業を行っています。

住宅防音工事の実施に当たり、住民の方が行う各種事務手続について、平成23年度から防衛省（東海防衛支局）が住民の方をサポート（支援）するため「住宅防音事業に係る事務手続補助業務」として一般競争入札に附し委託業者の方の決定を経て、本件の業務を業者に発注（委託）しています。

本件業務について多数の方に入札に参加していただきたくお知らせしています。

※対象防衛施設 岐阜飛行場

2 発注内容

(1) 住宅防音工事の事務手続及び委託業務の内容

住宅防音工事の各種事務手続は、住民の方への書類の送付や書類の内容の説明、関係者との連絡調整などの業務です。

具体的には、次のとおりです。

- ①交付申込書等配付及び回収業務
- ②現地調査業務及び事務手続説明業務
- ③内定通知書等送付業務
- ④交付申請書等作成補助業務
- ⑤交付決定通知書等持参、契約方法等説明、見積書取得補助業務及び着手報告書等作成補助業務
- ⑥遂行状況報告書及び計画変更申請書作成補助業務
- ⑦実績報告書作成補助業務
- ⑧確定通知書送付業務
- ⑨補助金請求及び支払関連補助業務
- ⑩上記に係る関係者との連絡調整業務

なお、東海防衛支局のホームページに住宅防音事業のパンフレット等を掲載していますので参考にしてください。

<http://www.mod.go.jp/rdb/tokai/oshirase/5-bouon/jyuuboujigyou/jyuuboujigyou.html>

(2) 平成29年度の発注済及び発注予定内容

平成29年度の2回目の発注は、交付決定通知書の送付予定世帯数約237世帯程度の契約とし、1件の一般競争入札を行います。（契約内容をご確認ください。）

なお、契約の予定日によりますが、上記（1）の業務内容のうち一部の業務を委託しない場合があります。

詳しくは入札公告で確認してください。

(3) 平成29年度の発注予定時期

平成29年6月16日から公告しており、7月14日に入札を行います。
入札公告については、名古屋合同庁舎第1号館の掲示板に掲載しております。
また、東海防衛支局のホームページでも御覧になれます。

3 入札参加資格（抜粋）

- (1) 個人情報 を適正に管理できることを証明できる者であること。
 - (2) 地方防衛局及び東海防衛支局（以下「地方防衛局等」という。）が発注した委託業務において、個人情報の漏えい、流出、紛失等が認められた者（個人情報の漏えい、流出、紛失等が認められた他の者の役員が所属する場合を含む。）にあっては、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾又は同協会が認定する審査機関のISMS認証等（以下「プライバシーマーク使用許諾等」という。）を得ていること。
 - (3) 防衛省が行う住宅防音事業に係る工事、設計又は監理の請負者（委託業務の受託期間中に当該工事、設計又は監理の請負（下請けを含む。）を予定している者を含む。）でないこと、当該請負者と資本又は人事面において関連がないこと及び過去に資本又は人事面において関連がある者でないこと。
 - (4) 過去に地方防衛局が発注した委託業務において、住宅防音事業に係る工事希望者、補助事業者又は関係者に対して、防音工事、空気調和機器機能復旧工事又は防音建具機能復旧工事を行う工事業者又は設計事務所のあっせん、仲介、紹介その他これらに類する行為（委託業務の関係者から求められた場合を含む。）を行ったと認められた者にあつては、その日から1年以上を経過していること。
 - (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - (6) 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (7) 単独で委託業務が担えない場合は、適正に委託業務を遂行できる共同事業体を結成し、入札に参加することができる。（代表者及び構成員は、他の共同企業体に参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとする。）
- ※詳しくは入札公告でご確認ください。

4 その他

- (1) 本件業務の一般競争入札に参加される方は、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）役務の提供等の登録が必要です。

防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の申請については、インターネットで詳細に公表されております。

通常の申請受付期間は決まっていますが、随時申請受付も行われております。

※「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」

<http://www.chotatu.joho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

- (2) 本業務の「住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務実施要項」については、防衛省のホームページに掲載しています。

http://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/pdf/jisshiyoko_28_01.pdf

- (3) 住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務実施要項の制定について（防地防

第20619号。27. 12. 25。) 第7(1)及び(2)の規定に基づき、以下の内容について別添のとおり公表しますので、併せてご確認下さい。

- ・東海防衛支局における過去3箇年分の契約件数、実施予定数量及び契約金額
- ・東海防衛支局組織図及び所掌事務
- ・住宅防音事業の事務手続の流れ
- ・住宅防音事業業務委託積算指針

不明な点や質問等ありましたら、東海防衛支局防音対策課住宅防音係までご連絡ください。

〒460-0001

名古屋市中区三の丸2-2-1

名古屋合同庁舎第1号館

東海防衛支局防音対策課住宅防音係

TEL 052-952-8226

東海防衛支局ホームページ

(<http://www.mod.go.jp/rdb/tokai/>)